

平成19年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会

○議事日程

平成19年3月20日（火曜日）午後2時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号及び議案第2号、提案理由の説明、質疑、討論、採決

---

○本日の会議に付議した事件

1. 開 会
2. 会議録署名議員の指名
3. 会期の決定
4. 議案の上程
5. 提案理由の説明
6. 質 疑
7. 討 論
8. 採 決
9. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	望	月	清	義	君
副議長	岩	澤		正	君
1番	森	本	一	美	君
3番	森	野		正	君
4番	戸	村	庄	治	君

---

○欠席議員（なし）

---

○執行部

管理者	渡	貫	博	孝
副管理者	小	坂	泰	久
収入役	大	川	靖	男

---

○説明のため出席した者の職氏名

理事	太	田	登	貴	夫
事務局長	小	林	一	丈	
総務課長	石	原	す	み	子
施設管理課長	稲	田			明

---

○構成市町出席職員

佐倉市経済部長 環境部部長	宮	崎	愛	司
佐倉市経済部長 環境部廃棄物 対策課長	豊	島		力
酒々井町生活 環境課主幹	越	川	光	司

---

○議会事務局出席職員氏名

総務課 部長補佐	門	山	孝	雄
-------------	---	---	---	---

---

○連絡員

施設管理課  
課長補佐

市 原 敏 彦

総務課副主幹  
(人事・給与  
係 長)

秋 葉 和 夫

---

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時31分)

○議長（望月清義君） これより平成19年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を開催するに当たり、事務局は傍聴人の入場を停止してください。

ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成19年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（望月清義君） 日程に先立ちまして、監査委員より例月出納検査の報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

---

◎行政報告

○議長（望月清義君） 行政報告について、事務局長、小林一丈君より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長、小林一丈君

○事務局長（小林一丈君） 事務局長の小林一丈でございます。お許しをいただきまして行政報告を申し上げます。

佐倉市、酒々井町清掃組合一般廃棄物処理基本計画作成業務についてでございます。このことにつきましては、平成19年2月5日、清掃組合議会定例会におきまして行政報告をさせていただきました。この報告内容につきまして申し上げますと、次期施設用地につきましては、平成18年12月18日に地元協議会の皆様に酒々井リサイクル文化センターでの施設の整備を一案に加えさせていただきたいということでご説明させていただきました。ご了解を得るために、現在資料の整理をし、次回の会議の開催に向けて準備を進めておりますということでご報告申し上げます。

その後、平成19年2月15日に地元協議会役員会の開催をお願いいたしまして協議させていただき、佐倉市で既に選定されている3候補地に酒々井リサイクル文化センターでの施設の整備も一案に加えさせていただくことのご理解をいただき、ご了解を得ましたのでご報告申し上げます。

以上でございます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（望月清義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、森野正君、戸村庄治君の両名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（望月清義君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期の決定につきましては、会議規則第4条の規定により、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎議案の上程

○議長（望月清義君） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

---

◎議案第1号～議案第2号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（望月清義君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、渡貫博孝君

○管理者（渡貫博孝君） 管理者であります佐倉市長の渡貫博孝でございます。

本日佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。ただいまから本日提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。今回の改正は、休息時間の廃止をいたそうとするものであります。

議案第2号は、佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針策定についてであります。佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針につきましては、地方自治法第292条の規定により準用する同法第2条第4項の規定に準拠し、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしまして、1点目は処理施設の位置の方針についてでございます。この件につきましては、平成17年2月10日の清掃組合議会定例会におきまして、次期施設は佐倉市ということで、組管理者として表明させていただきました。平成18年10月、組合議会定例会におきましては、清掃組合議会として構成市町の負担金の軽減が図れる方策を検討するよう要請がありました。このようなことから、社会環境の変化などを総合的に判断し、諸計画との整合性や経済性等を考慮し、既に佐倉市内におきまして選定されています3候補地のほかに、既存施設の酒々井リサイクル文化センターを加えた4カ所を候補地とし、その上で安全性、効率性、経済性等の観点から検討を加え、候補地の具体的な選定をしてまいります。そして、地域住民を初め、関係者の十分なお理解とご協力が得られるように努めてまいります。

2点目につきましては、処理施設の維持管理でございます。これまで処理施設としての性質上、安全で安定した稼働を確保するために、予防的な整備を基本方針として対応してまいりました。今後の処理施設の維持管理につきましては、各種法規制に基づく整備と緊急対応が困難な設備に限定した整備に努めることとし、そのほかの設備はその都度必要に応じて修繕等により対応をいたします。これまでの維持管理運営の見直しを図ることによりまして、安全でより効率的な処理施設の維持管理に努めてまいります。

3点目につきましては、最終処分場の維持管理の方針についてでございます。最終処分場につきましては、負の遺産とならないように、最終処分場の要らない処理システムの採用の検討も必要になるものと思われまます。また、既存の最終処分場の利活用につきましても、検討や整備に努めてまいります。

以上の3点につきまして、佐倉市、酒々井町清掃組合における清掃行政の根幹にかかわる重要事項でありますことから、今回組合議会臨時会に基本方針として提案させていただきました。ご審議を賜り、議決をいただき、安全で安定した一般廃棄物の処理に資するため、清掃組合の指針として今後の行政を進めてまいりたいと考えております。

以上本日提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。何とぞよろしくご

審議の上、提案どおり可決くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

---

◎会議時間の延長

○議長（望月清義君） この際、時間を延長いたします。

---

○議長（望月清義君） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長、小林一丈君

○事務局長（小林一丈君） 事務局長の小林一丈でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。読み上げさせていただきます。議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の通り制定するものとする。平成19年3月20日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、渡貫博孝。

次ページをお開きください。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年清掃組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。第7条、削除。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

以上議案第1号の読み上げをさせていただきました。

別添議案第1号資料をごらんになってください。第7条の休息時間を削除するものがございます。これにつきましては、国家公務員の勤務時間制度におきまして、平成18年7月1日から休息時間が廃止されました。このことから、地方公務員も同様の措置が求められたもので、当組合におきましても改正いたそうとするものがございます。

議案第1号説明資料といたしまして、図示したものが添付されております。そちらをごらんください。この中で図示されておりますように、現行と改正後ということで、現行の方で休息時間が午前15分、午後15分ということで、勤務時間の中に入っておりますが、この休息時間を廃止するものがございます。この休息時間を廃止することによりまして、今まで休息時間の15分と休憩時間45分で、昼休みといたしまして1時間の昼休み

をとらせていただいておりますが、今後は休憩時間の45分のみということでの昼休みになるというものでございます。以上で議案第1号及び議案第1号添付資料のご説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号のご説明をさせていただきます。議案第2号につきましては、佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針の策定についてであります。読み上げさせていただきます。議案第2号 佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針策定について。佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針の策定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第2条第4項の規定に準拠し、議会の議決を求める。平成19年3月20日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、渡貫博孝。

次ページをお願いいたします。佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針の表紙でございます。表紙をお開きください。読み上げさせていただきます。佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針。佐倉市、酒々井町清掃組合では、真に地域住民の負託にこたえることのできる清掃行政の確立を目指しています。中長期を見据えた諸課題に対応するため、このたび基本方針を定めることにいたしました。当清掃組合の根幹的施設であります処理施設の位置につきましては、平成17年2月10日清掃組合議会におきまして、管理者が次期の施設建設用地につきましては佐倉市ということ表明いたしました。これは、酒々井リサイクル文化センターの設置以来の申し合わせ事項に基づき、これを尊重するとともに、構成する市町の公平性にかんがみ、表明いたしましたものです。

現在当清掃組合では、平成18年度、19年度の継続事業として、将来を見据えた一般廃棄物処理基本計画を策定いたしております。社会環境の変化など総合的に判断し、諸計画との整合性や経済性等の理由から、既に佐倉市内におきまして選定されています3候補地のほかに、既存施設であります酒々井リサイクル文化センターを加えた4カ所を候補地とし、処理施設の位置の方針につきましては基本方針といたしまして下記のとおり定めるものです。

また、処理施設の維持管理の方針、最終処分場の維持管理の方針につきましても、当清掃組合における清掃行政の方針として非常に重要な事項でありますことから、処理施設の位置の方針同様に、基本方針として定めるものです。

## 記

### 1 処理施設の位置の方針。

次期施設用地につきましては、平成17年度に施設整備等検討委員会から答申がありま

した佐倉市内における3候補地のほかに、既存施設であります酒々井リサイクル文化センターを加えた4カ所を候補地といたします。その上で、安全性、効率性、経済性等の観点から検討を加え、候補地の具体的な選定をしております。そして、地域住民を初め、関係者の十分なお理解とご協力が得られるように努めてまいります。

## 2 処理施設の維持管理の方針。

処理施設の維持管理につきましては、これまで処理施設としての性質上、安全で安定した稼働を確保するために、予防的な整備を基本方針として対応してまいりました。今後の処理施設の維持管理につきましては、各種法規制に基づく整備と緊急対応が困難な設備に限定した整備に努めることとし、その他の設備はその都度必要に応じて修繕等により対応いたします。これまでの維持管理運営の見直しを図ることによりまして、安全でより効率的な処理施設の維持管理に努めてまいります。

3 最終処分場の維持管理の方針、最終処分場につきましては、負の遺産とならないように、最終処分場の要らない処理システムの採用の検討も必要になるものと思われまます。また、既存の最終処分場の利活用につきましても検討や整備に努めてまいります。以上議案第2号の読み上げをさせていただきました。

基本方針の内容につきましてご説明させていただきます。基本方針の1、処理施設の位置の方針につきまして、平成17年2月10日の清掃組合議会定例会におきまして、次期施設は佐倉市ということで、当組合管理者から表明させていただきました。その後、平成18年10月組合議会定例会におきまして、佐倉市、酒々井町清掃組合一般廃棄物処理基本計画作成で約300億円の概算事業費が想定されることを報告させていただきました。

清掃組合議会として、構成市町の負担金の軽減が図れる方策を検討するよう要請がありまして、当組合事務局といたしまして、地元協議会役員会の皆様と協議を行いまして、佐倉市の3候補地に既存の酒々井リサイクル文化センターにつきましても候補地に加えるということをご了解いただきました。

このことから、平成19年3月2日に、構成市町の部課長にて構成市町連絡会を開催し、4候補地での施設用地の選定につき検討いたしましたところ、酒々井町当局からは、現在酒々井インターチェンジの開設と酒々井パーキングの積極的な利用策の検討を進めており、酒々井コミュニティプラザやハーブガーデンの位置づけが非常に重要なものであり、当然酒々井リサイクル文化センターにつきましても、その存続が重要であるとのことでした。この構成市町連絡会議の結果を受けまして、平成19年3月6日に首長会議を

開催いたしました。首長会議では、地元酒々井町長であります副管理者からは、酒々井町南部地区を考えましたときに、酒々井リサイクル文化センターの存続は重要であるとのご発言がございました。これら当組合を取り巻く社会環境の変化など総合的に判断いたしまして、諸計画との整合性や経済性等と理由から、既に佐倉市におきまして選定されております3候補地のほかに、既存施設であります酒々井リサイクル文化センターを加えた4カ所を候補地といたしまして、基本方針といたしまして定めようとするものでございます。以上、1、処理施設の位置の方針につきましての検討経緯につきましてご説明させていただきました。

別添議案第2号資料でございます。佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針の位置づけをごらんになっていただきたいと思います。別添資料には、自治法と廃棄物処理法ということで資料がついておりまして、その一番最後に位置づけということで図が添付されております。こちらをごらんください。図の左側に構成市町におきます地域の状況、あるいは上位計画といたしまして、佐倉市の総合計画、酒々井町の総合計画あるいは一般廃棄物の処理状況を位置づけております。これらの上位計画等を受けまして、清掃組合基本方針を位置づけ、この基本方針の中で処理施設の位置の方針等、三つの方針を受けまして、清掃組合一般廃棄物処理基本計画やその他の計画を策定いたしまして、当組合におきます事務事業を適正に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

基本方針に戻っていただきまして、2の処理施設の維持管理の方針をごらんいただきたいと思います。2の処理施設の維持管理の方針につきましてご説明させていただきます。処理施設の維持管理につきましては、従来処理施設をとめることができないという施設の性質上、安全で安定した稼働を確保するために、予防的な整備を基本方針といたしまして、整備計画に基づき定期的に整備を行ってまいりました。今後は整備計画に基づき、定期的に整備を行う項目につきましては、各種法規制に基づく整備と緊急対応が困難な設備に限定いたしまして、その他の設備につきましては、支障が発生した場合にその都度修繕等により整備することによりまして対応いたしてまいりたいと考えております。このように、これまでの維持管理運営の見直しを図ることによりまして、安全でより効率的かつ経済的な処理施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。2の処理施設の維持管理の方針につきましては以上でございます。

引き続きまして、3の最終処分場の維持管理の方針をごらんください。最終処分場につきましては、現在その延命化を図るために、焼却灰と焼却残渣につきましては、市原

エコセメント株式会社へエコセメント化の処理委託を行っております。平成13年度以降、構成市町におきます減量化の効果がございまして、埋め立て量も平成12年度の1万3,200.12トンから平成13年度1万200.60トン、さらに平成14年になりますと2,875.43トンと劇的に減量されております。市原エコセメント株式会社へのエコセメント化の処理委託につきましては平成13年度からでございますので、減量化の一翼を担っているものと考えております。

平成19年度の予定につきましても、年間で焼却灰を3,250トン、焼却残渣を1,150トン、合計4,400トンをエコセメント化すべく処理委託を計画いたしております。この委託をすることによりまして、処分場への埋め立て量は約2,000トン強となる見込みでございます。このように、当組合ではできる限り埋め立て処分量の減量化に努め、最終処分場の延命化に努めておりますが、この埋め立て量をなくすところまでには至っておりません。このような中で、最終処分場は負の遺産として残されるのが心配であると地元協議会からのご意見もあり、また現実問題として最終処分場につきましては埋め立てが完了いたしましても、半永久的に維持管理をしなくてはならない状況にあり、これらの状況から将来的に最終処分場につきましては負の遺産とならないように最終処分場の要らない処理システムの採用の検討も必要になるものと思われまます。また、既存の最終処分場の利活用につきましても、検討や整備に努めてまいりたいと考えております。以上で議案第2号及び議案第2号添付資料のご説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（望月清義君） これより質疑を行います。

森野正君

○3番（森野 正君） 今の第2号議案のところで御質問させていただきたいと思いますけれども、ただいまの説明にもありましたけれども、用地選定等の問題でも、中で一番、一番といいますか、重要な位置を占めるのが最終処分場だろうというふうに私も考えているのですけれども、今ご説明いただきましたように、ここ数年、最終処分場への搬出が相当減っていて、減量化されているというようなことを伺いまして、2点にわたってちょっと質問したいのだけれども、今現在まだ最終処分場に入れるものはどんなものが埋め立てされているのかということと、過去これだけ大きな容量、数量を入れてきて、今度はエコセメントに移管といいますか、エコセメントに持っていくことによって相当減ったということは、その前に入っていたものを、その中でも、今現在ある意味で

ほじくり返したり何かして、もう一回処理が可能なものも結構あるのかなというふうに受けとめられる、私なんかは受けとめているのですが、その辺、一回入れたものをまた出して処理して、最終処分場にもう一回少し使える容量をふやすというようなことも一つの手ではないかと思うのですが、その点についてはご検討について伺いたいと思います。

○議長（望月清義君） 事務局長、小林一丈君

○事務局長（小林一丈君） ただいまの森野議員さんのご質問でございます。今現在の埋め立てをしているものということでございますが、この件につきましては、ご案内のとおり構成市町で収集されております埋め立てごみということで袋収集されていると思うのですが、そのごみが処分場に回されております。

もう一点の過去のもので再処理可能なものということでのご質問でございますが、確かに過去におきましては、例えば例を挙げますと火災が起きたときの残材とか、そういったものも極端な例で申しますと埋め立て処分されております。ですから、当然そういったものにつきましては再処理が可能ということで考えております。ただ、これにつきましては現在の焼却炉でそれが可能かどうかというような問題、また掘り起こしをしますときには、当然県の方との協議が必要でございまして、県からの許可がございませんとそういった事業もできないというようなことがございまして、現在事務局ではそういったことを検討いたしておりまして、それである程度具体化したときには、また組合議会にもご報告を申し上げたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（望月清義君） 理事、太田登貴夫君

○理事（太田登貴夫君） 補足の説明をさせていただきます。

埋め立てごみの内容ですか、埋め立てにかかる、これにつきましては今局長の方から不燃物のものを最終処分場に入れておりますが、その不燃物の中にも実際に埋め立てとして、陶器、ガラス、そういうものが全体の1割弱でございます。そのほかは大体焼却に回せる内容のものが多いものですから、今後はそういうものに関しまして、一度不燃の袋を破碎して、また分別して、さらに処分場の延命化、またこれは市町の方をお願いをいたしまして、不燃物の分別をしっかりとやっていただくように、今後とも市町と協議しながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（望月清義君） 森野正君

○3番（森野 正君） 3番、森野でございます。

それにちょっと一つ、せんだって視察で最先端の溶融炉を見させていただきましたけれども、今の埋め立てのごみで、佐倉市と酒々井町が埋め立てごみとしているものでも、この前見た溶融炉なんかがもしあれば、全部溶かして最終処分場に行かなくてよくなるのか、あるいはそれでも何らかの形でまだそういう処分場が必要な状態になるのかということだけ、ちょっと教えていただけますか。

○議長（望月清義君） 事務局長、小林一丈君

○事務局長（小林一丈君） ただいまの溶融炉の質問でございます。溶融炉が稼働いたしますと、そこから出てまいりますのは、せんだっての視察でもごらんになっていただきましたように、溶融炉のスラグ、あるいはそこから出てまいります金属類、プラス溶融の飛灰というものがございます。これは溶融した際に煙道を通りまして、煙突から出てまいります、それを途中で捕捉して、溶融飛灰として集めているものでございますが、これは通常の焼却炉よりも非常に金属類が多うございまして、これも先ほどの市原のエコセメントでも処理を受けておるのですけれども、若干当組合で委託しております焼却飛灰よりもさらに高い単価で処理がされるというようなことございまして、一応溶融炉から出てまいりますのがそういうものでございますので、処分場自体は要らなくなるのではないかなと。ただ、1点懸念されますのは、溶融炉でございますので、非常に高温を保たなくてはいけないということで、ランニングコストが非常にかかるということでございます。

以上でございます。

○議長（望月清義君） 岩澤正君

○2番（岩澤 正君） そういう意味では、2号議案ですが、酒々井リサイクル文化センターを加えるというのは、非常にある意味ではここが有力だというふうに私ども理解するわけですが、その場合、ぜひ地域住民の十分な理解を得られるというのは、つまり今の施設で、相当の期間、延命できるのだよというその計画がきちんと示されないと、なかなか理解されないのかなというふうに思うのですが、つまり当初はここができたときには20年ぐらいで壊れるから、次は佐倉だよという話がずっと続いていたわけですが、それが20年でなくて、何年というのまではなかなか言えないかもしれませんが、そういう計画をきちんと立てていかないと、この理解は得られないのかなというふうに思うの

ですが、その辺は酒々井を加えるという中でどういう検討、これが方針ですから、この先があると思うのですが、どういうふうにお考えですか。

○議長（望月清義君） 事務局長、小林一丈君

○事務局長（小林一丈君） ただいまのご質問でございますが、2号議案でご説明申し上げましたように、あくまでも佐倉の3候補地に酒々井の当センター、酒々井のリサイクル文化センターも加えるということでございまして、これは最終的にどこが選定されるという形での答えができないわけでございますが、仮に当酒々井リサイクル文化センターが選定されました場合には、当然今現在60トンが2炉、100トンが2炉ということで、320トンの処理能力を有しておるわけでございます。先ほど社会環境の変化ということでご説明申し上げましたが、ご承知のように、組合を構成します佐倉市におきましても酒々井町におきましても、人口動態といたしまして、人口がほとんど伸びなくなってきていると。今現在の市町当局の推計ですと、平成22年がピークであろうということで、平成22年以降については人口が減少していくのではないかとというような推計の人口が出されております。

ご承知のように、ごみと申しますのは、当然人口の増によってごみも増加いたします。ですから、当然人口が減ってまいるといふことであれば、ごみも減ってくるのではないかと。また、市町におかれましては、ごみの減量化等に非常に積極的に取り組んでおられまして、非常に減量化が進んでおる状況にございます。そのようなことから考えますと、当然今ある施設を十分に使っていくということが必要なことではないのかなと。それで、現状でも当初竣工いたしました60トン2炉につきましては、もう既に20年を経過しようとしておるわけでございます。それで、最後に増設されましたD炉につきましては平成31年まで稼働する予定でございますので、でき得る限り平成31年を目標にして既設の稼働を目指していきたいと、かように考えております。

以上でございます。

○議長（望月清義君） 戸村庄治君

○4番（戸村庄治君） この処理施設の位置の基本方針のお話がありましたが、平成17年度はたしか私どもが切りかえで当議会の議員になる以前の議会での表明かなというふうに思っています。このときは、施設整備検討委員会からの答申があったと聞いているのですね。ですから、選定に当たっては、そういった審議会の議を経たと。今回はそれに一つ加えるという、そういう形のところ。そうすると、この審議会との関係はどのよう

に調整をしたのかなど。これは審議会から、これは採用しようとしまいと、それは管理者と、それから議会の議決によればいいということだけでは、こういった施設決定で、幅広く専門家の意見を聞いてやるという、建前があると、そもいかなのかなという思いがあって、この辺はどのような調整を凶られたのかなという点、まずお聞かせいただければと思います。

○議長（望月清義君） 理事、太田登貴夫君

○理事（太田登貴夫君） ただいまのご質問なのですけれども、平成17年2月に管理者が次候補を佐倉市に選定するという表明をいたしました。それを受けまして、その後に施設整備検討委員会を1年間開催いたしまして、佐倉市に3候補地選定をいたしました。それで18、19年度もまた、実際にどのような規模で、どういうあれでやっていくかということで、18年度にまた施設整備検討委員会を立ち上げましたが、そこで概算事業費等の計算が出たのですから、組合議会の方にご報告をさせていただきました。その中で、当然この組合、今ある施設が入らなければ佐倉市に350億円ぐらいのお金をかけて移転するような検討委員会になるべきかと思いますが、組合のご意見もいただきまして、19年度に今後どこにするかということをいろんな面で検討してまいりますが、その中で地元のご理解も得られましたので、既存の施設の一案として位置づけに加えさせていただきたいと、そのようなことから、今回基本方針の今までの経緯がそういう流れできていますので、3候補地のプラス1案として加えさせていただくべく、今回議員さんは当時組合議員さんでいなかったものですから、酒々井の議員さんは当初からおりますが、そういう経緯で今回また新たに候補地の選定の中に加えていくというような、このような内容でございます。

以上でございます。

○議長（望月清義君） 戸村庄治君

○4番（戸村庄治君） そうすると、検討委員会は既に、当初の任務が終わったので解散をしたと。今は存在していないと。その後この一つを加えるという今日の事態になっているということではないと。

○議長（望月清義君） 理事、太田登貴夫君

○理事（太田登貴夫君） 戸村議員のおっしゃるとおり、平成17年度で一応3候補地答申をいたしまして、解散をいたしました。ただし、18年度に基本計画の策定等がございますので、また新たな施設整備検討委員会を第1回目は開催いたしております。

以上でございます。

○議長（望月清義君） 戸村庄治君

○4番（戸村庄治君） そうすると、佐倉市で3候補地を、いわば選び出した検討委員会は終わったと。それで、新たな検討委員会はまた別の任務を持つ検討委員会というふうな話でした。

それから、先ほど報告があつて、地元のご理解と協力が得られるという回答が得られたという話で、それぞれ協議なされた。その協議の内容について、この際どのような内容で、地元の総括して理解と協力という言葉で報告されたけれども、もう少し何かあれば、内容的なものもこの際聞かせてほしいのですが。

○議長（望月清義君） 事務局長、小林一丈君

○事務局長（小林一丈君） ただいまの地元のご理解とご了解ということでございます。ご案内のとおり、管理者、次期施設等については佐倉市ということで表明された件につきましては、これは地元の住民の方々もご承知おきでございます。それに対しまして、今回当組合といたしまして、酒々井リサイクル文化センターを一案に加えさせていただきたいということでご説明を申し上げております。その辺の理由につきましても、先ほどからご説明しておりますように、社会的環境の変化ですとか、そういったものを考慮いたしまして、そのような形を進めさせていただきたいということでご説明いたしました。

地元の皆様には、当然当センターを加えたからといって、当センターに決まったわけではございませんということで説明させていただきまして、4カ所の候補地で今後検討して選定してまいりますと。それで、仮に最終的に酒々井リサイクル文化センターに決まった折には、また再度地元の皆様との協議をさせていただきますということでご説明させていただきまして、最後にはご理解いただきまして、ご了解いただいたと。ただ、これは地元協議会の役員会でございますので、今後こういう方針が出ましたときには、当然地元協議会総会あるいは地元墨地区、飯積地区の皆様にもお知らせするという形で事務処理を考えております。

以上でございます。

○議長（望月清義君） 戸村庄治君

○4番（戸村庄治君） 先ほど岩澤議員も言われたけれども、私はここがいいなと思っています。そうするためには、やはり地元の皆さんが心から、また町長さんも含めて、

ご理解をいただくと、そういったことが必要だろうと、私もそう思うのです。最大限そういったご理解、ご協力でやった方が、そんなにいろんな諸般の今日的事情を考えれば、それが一番ベターだろうと、こう思うのです。そういう点で、ですからもっと努力してほしいと、そういう点では。

それから、もう一つこの際申し上げておきたいなというふうに思うのです。それは、これは私の経験ですけれども、先ほどの出ておりましたその100トン炉、これを建設するに当たっては、ガス溶融炉という方針の決定があった後に私も議会議員になったのです。当時ダイオキシンの問題、これしかない、こういったところでやられたようだけれども、しかしやはりこれランニングコストだとか、いろんな諸事情を考えれば、再度検討する必要があるのではないかと、こういう主張をかなりしたつもりなのです。

そこで検討委員会を立ち上げていただいて、そしてガス溶融炉ではなくて、流動床炉に、そういったきちっとやれば大丈夫、既にもう実証、実証だと、この施設でやりましたからね。そういう方向で、たしか100トン炉で104億円とか言われて、100億円以上の建設予算だったのですが、それが半分ぐらいになったのですね、建設費が。

ただ、その予算ではっきりできているように、エコセメントの搬出というのですか、処理費と運搬費というのがかなりこれは毎年毎年かかっております。そういうことはあるけれども、そういう経緯がある。したがって、十分な地元のご理解が得られるようにやってほしいということが第1点なのです。

それをやりつつ、今度はたまたま管理者が変わると。副管理者は幸い継続してやっていただけるわけですが、議会も恐らく変わるでしょう。ですから、ここで決めておくことは極めて大事なわけだけれども、さらに今後については、先ほど言ったとおり、国と同時に、こういう方向がちゃんと住民の立場から負担は少なくする。さらにこの施設が安全安定的に運営できるような方向性で立地させるという点については、今後酒々井町長、副管理者として残られるわけですから、そういう点でばんばん、十分ご配慮いただいて、今後この措置に当たっていただきたいものだなという、私もここでやめますので、強くそういう思いを持っているところです。そういう点で、ひとつよろしくお願いをしたいなというふうに思います。

それから、また伺っておきたいなと思うのは、今度は先ほどの1号議案なのだけれども、結果的には15分、15分、30分少なくなってしまう。休憩時間がね。現状から比べると。それでは職員の勤務時間の中で、30分休めるのと休めないのとでは相当な、いわば

事務の集中力というのは強くしていく上では必要な措置なのではないかなと思うところがあるのですけれども、それは実際皆さん方が直接今すぐされている中で、こういった措置によってどういうことなのかと。国が決めて、国が地方でもと、こういうお話がありましたけれども、実際的にどうなのかという点については確認させていただくことが必要かなと思いますので、その点いかがでしょうか。

○議長（望月清義君） ただいま戸村庄治君からの質問、2号議案については要望というか、意見というか、その点で特にあれば副管理者からお願いしたいと思います。なければ、後半に質問された1号議案について答弁していただきたいと思います。

副管理者、小坂泰久君

○副管理者（小坂泰久君） 今戸村議員がおっしゃられました、まさに住民負担と申しますか、その辺をはからないというのは、やはり行政の、私たちの目標でございますので、その辺については十分考慮させていただく中で、また安全安心の確保も必要でございますので、その辺も配慮して、いろいろ継続できればいいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（望月清義君） 事務局長、小林一丈君

○事務局長（小林一丈君） ただいまの第1号議案の休息時間の関係でございます。先ほど別添の資料の方でご説明申し上げましたように、図示されておりますものを見ていただきますとわかりやすいと思うのですが、現行ですと12時から12時15分までを休息時間として15分とっております。それで、12時15分から13時までを休憩時間といたしまして45分、この15分と45分で昼休みを1時間ちょうだいいたしております。そのほか午後になりますと、5時15分までの間に休息時間といたしまして15分が入っておるわけでございます。

現実問題といたしまして、現状では昼休み1時間とらせていただいておりますので、この休息時間15分使わせていただいておりますけれども、午後の15分につきましては、これは特別に休息時間として休息はいたしておりません。また、昼の休憩時間でございますが、12時から1時間ということで、12時から食事をさせていただきまして、食事が終わりますと事務所へ戻りまして、昼休みでも問い合わせの電話等が入ってまいりますので、そういう電話に対応しているというような実情でございます。職員それぞれいろいろ意見を聞いておるのですけれども、5時15分を5時半に15分延長して、昼を1時間にするかという話もあったのですけれども、5時15分についてはそのままにして、昼

を45分にしようということで意見が多かったものですから、このような形で整理させていただきます。

以上でございます。

○議長（望月清義君） 戸村庄治君

○4番（戸村庄治君） そうすると大丈夫だというふうに。

では、今度2号議案について、ちょっと確認の意味で伺っておきたいのですが、最終処分場の維持管理の方針ということにかかわる点なのです。それで、先ほども言いましたように、ここではガス溶融炉をつくってみると、そういう思いが非常に込められていたというふうに思うのです。あの当時から最終処分の容積はもう限られて、先がもう見えているのだと。どうやって延命するのだという話がありました。このガス溶融炉というのは、先ほど局長がお答えいただいたように、この場合出てきて、温度を一定にする。コークスをかなり使うと、燃料材、それだけではなくて、ごみ本体も必要なのだということから、たしか減量化といいますか、再利用化というよりも、とにかく出てきたものをみんなたたき込んで、そして処理すると、24時間。むしろそういうことになるという話もあったぐらいですので、そういうことを考えると、現実においてもこの溶融炉というのは一体どうなのかなという思いもあるのです。この間の北九州の視察に当たっても、そういう今後のごみの処理、あるいは最終処分回るものをいかに少なくするかという課題もあるということでした。たしか見てきたと、事前にね。そんな話もあったなと今思い出しているのですが、そういったことで、これも今度大事な課題になってきていると思うのだけれども、そういった溶融炉という手法について、とりあえずいかがなものかなという私自身は疑念を持っているのですけれども、その点はどうなのでしょう。

○議長（望月清義君） 事務局長、小林一丈君

○事務局長（小林一丈君） ただいまの戸村議員さんのご質問でございます。溶融炉というお話でございます。これにつきましてはあくまでも先般の視察の課題につきましては、将来的にそういったものも検討の一案として加えることが必要ではないかなということでの課題としての視察であったのではないかと考えております。ただ、現状では当組合、先ほど申しましたように、320トンの処理施設能力がございます。ですから、当然この施設を有効に活用するということがまず第一義ではないかなと。処分場の埋め立てごみの処分の問題にいたしましても、当然掘り起こして、再度前処理すれば、これ流動床炉でも十分処理ができるのではないかなというようなことで考えており

まして、これは今後具体的に検討を進めていかななくてはならない課題ではないかなというように考えております。

以上でございます。

○議長（望月清義君） 森野正君

○3番（森野 正君） 意見というか、要望になるかもしれないけれども、一つだけお話しさせていただきたいのですけれども、この2号議案の場所の用地の選定について、私も実は費用とか、今の現状を考えると、やはりこの地をお願いするのが最善だろうというふうに私は考えております。そういう中で、私佐倉の方からこちらの方の議会に来させていただいているものですから、申し上げておきたいと思うのは、やはり地元対策として、そういう費用とかいろんなものを財源等を縮小して、なるべく使わないようにした分を、やっぱりある程度は地元対策として、地元の方々に喜んでいただけるような形で配慮をするということも、やっぱり皆さんにご説明の中でぜひ入れていただきたいということを申し添えまして、ぜひこの地をお願いをしていただきたいというふうに思います。要望です。

○議長（望月清義君） 質疑はなしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

森本一美君

○1番（森本一美君） 討論を始める前に、佐倉の選出の議員に地元のことを深く心配してくれているということを感じました。ありがとうございます。

佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針のうちの処理施設の位置の方針についての意見でございます。私からの意見でございます。処理施設の次期用地につきましては、平成17年度に第1回目の佐倉市、酒々井町清掃組合整備検討委員会を立ち上げた結果、佐倉地先に3カ所の候補地を選定したと伺ったところでございます。しかしながら、その後組合事務局において、清掃工場の新設にかかわる費用について概算の見積もりを出したところ、多額の費用を要することが判明し、佐倉市、酒々井町清掃組合の両自治体とも多額の新設費用の負担は困難との判断から、平成18年度において新たに佐倉市、酒々井町清掃組合整備検討委員会を立ち上げ再度検討を重ねており、その中で現在地も含め、検討している旨の報告を前回の会議で受けました。

今回提案された処理施設の位置の方針はそれを受けてのことと思いますが、私なりに

意見を述べさせていただきますと、(1)として、平成19年2月現在、地元対策協議会の役員会では、次期清掃工場の整備計画について現在地も含めて検討されることについて、特に異論はないとのことでした。(2)として、町においても次期基本計画、いわゆる第3次において、南部地区の振興施策の核として、酒々井パーキングやインターチェンジとの連携を念頭にコミュニティプラザやハーブガーデンを位置づけており、既存の清掃工場が存在することを前提とした計画となっていることです。このことから提案されました議案、処理施設の位置の方針として既存の施設も候補地に加えることについて、私も地元の選出の議員として賛成をいたしております。

皆さんよろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（望月清義君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） 討論は終わります。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（望月清義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（望月清義君） 起立全員であります。

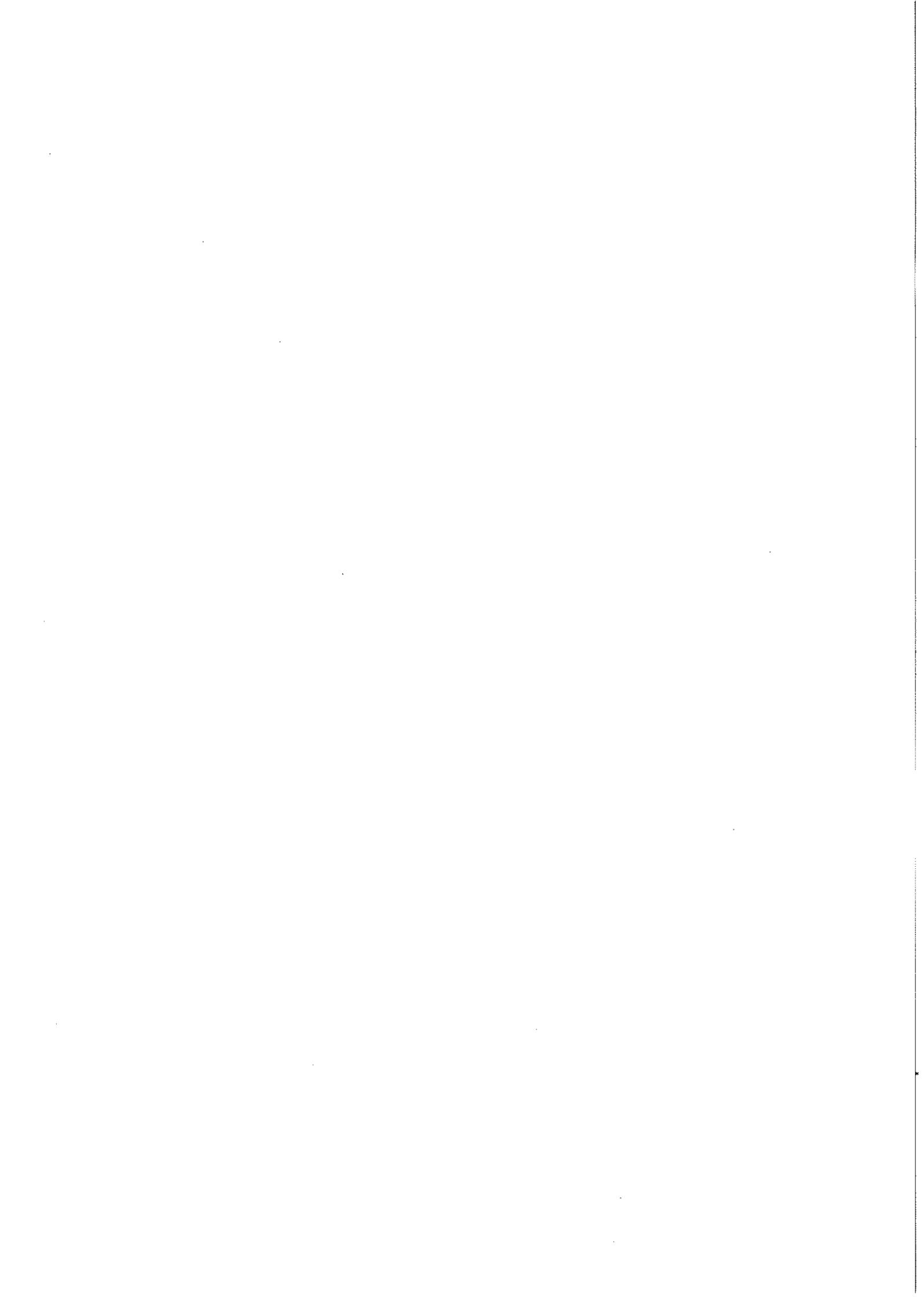
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（望月清義君） 以上をもちまして、平成19年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を閉会いたします。

（午後 3時34分）



上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 望 月 清 義

署名議員 森 野 正

署名議員 戸 村 庄 治